

議案第 29 号

橋本市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市斎場設置及び条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市斎場設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第156号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

		改正後			改正前			
(使用料)		第10条 斎場の使用料は、次の各号のとおりとする。			(使用料) 斎場の使用料は、別表のとおりとする。			
(1) 別表第1に定める額								
(2) 別表第2に定める額に、当該額に消費税(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)								
2 略					2 略			
別表第1(第10条関係)		別表(第10条関係)			別表(第10条関係)			
人体等	区分	単位等	使用料(円)		単位等	使用料(円)		
			市内	市外		市内	市外	
人体等	12歳以上	1体につき	30,000	120,000	1体につき	30,000	120,000	
	12歳未満	1体につき	20,000	50,000	1体につき	20,000	50,000	
	4月以上の胎児	1体につき	10,000	20,000	1体につき	10,000	20,000	
	改葬遺骸	1体につき	15,000	60,000	1体につき	15,000	60,000	
	生体分離肢体	1体につき	15,000	60,000	1体につき	15,000	60,000	
	その他(胎盤等産汚物、妊娠4月未満の死胎)	4kgまで	1,500	10,000	4kgまで	1,500	10,000	
		4kgを超え1kg毎	750	5,000	4kgを超え1kg毎	750	5,000	
	小動物(犬、猫及びこれに類する小動物)		10kgまで	3,000	6,000	10kgまで	3,000	6,000
			10kgを超え5kg毎	1,500	3,000	10kgを超え5kg毎	1,500	3,000

区分	単位等	使用料 (円)	
		市内	市外
霊安室	24 時間以内	4,762	9,524
	24 時間から 48 時間	1 時間毎に 477 円	
待合室	通夜から告別室まで	9,524	19,048
	通夜のみ	4,762	9,524
	告別室のみ	4,762	9,524

備考 略

区分	個別火葬 (返骨)	上記金額に	
		3,000 円を加算	5,000 円を加算
霊安室	24 時間以内	5,000	10,000
	24 時間から 48 時間	1 時間毎に 500 円	
待合室	通夜から告別室まで	10,000	20,000
	通夜のみ	5,000	10,000
	告別室のみ	5,000	10,000
式場	通夜から告別室まで	100,000	200,000
	通夜のみ	50,000	100,000
	告別室のみ	50,000	100,000
休憩棟 和室・洋室 (1 室単位)	午前 9 時から 午後 5 時まで	10,000	20,000
	午後 5 時 30 分 から翌日午前 8 時まで	10,000	20,000

備考 略

別表第 2 (第 10 条関係)

式場	通夜から告別室まで	95,239	190,477
休憩棟 和室・洋室 (1室単位)	通夜のみ	47,620	95,239
	告別室のみ	47,620	95,239
	午前9時から午後5時まで	9,524	19,048
	午後5時30分から翌日午前8時まで	9,524	19,048

備考

- 1 「市内」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に該当する場合をいう。
  - (1) 人体の火葬及び施設の利用にあっては死亡者（死亡時）又は喪主が、4月以上の胎児にあってはその父又は母が、生体分離肢体にあってはその肢体を失った者が、その他にあっては斎場利用申請者が、小動物にあってはその飼い主が、橋本市の住民基本台帳に記録されている場合
  - (2) 改葬遺骸にあっては、現に埋葬又は納骨されている墓地等の所在地が橋本市内である場合
- 2 「市外」とは、前項に規定する場合以外をいう。
- 3 「喪主」とは、当該葬儀において現に喪主としての務めを行う者をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の橋本市斎場設置及び管理条例に規定する斎場の使用料は、この条例の施行の日以後に利用の許可を行うものについて適用し、同日前に利用の許可を行うものについては、なお従前の例による。